

津市農第321号
令和6年10月31日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

津市長 前葉 泰幸

市町村名 (市町村コード)	津市 (242012)	
地域名 (地域内農業集落名)	跡部地区 (跡部)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年10月18日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地区内では、認定農業者4名が耕作しており、既に地域農地の約78%が集積済である。今後、自作農業者が離農する際は、担い手への集積・集約を図る。
地区内の圃場整備事業は、前回実施から50年以上が経過しており、農業用排水路には経年劣化が見られる。
また、区画拡大や農道整備等の大型農業機械への対応を検討していく。

(2) 地域における農業の将来の在り方

当地区では、主要作物は水稻であるが、土地利用型作物による栽培体系を確立しているため、当該体系が継続されるよう努める。
また、近隣の牧場と地区内の担い手の耕畜連携により飼料作物が作付けされている。耕畜連携については、地権者や地域の理解が得られる範囲で推進していく。
さらに、いちごの栽培も行われているが、栽培面積を拡大する場合は、栽培施設の集約を検討しつつ、地権者の意向も確認しながら施設建設に向けて調整していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	24.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	24.5 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則として、農振農用地区域内の農地(田)を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
自作農業者が離農する際は、目標地図に位置づけた担い手に対する集積・集約化を進め、農地利用最適化推進委員等と調整しながら、農地バンクを通じて団地面積の拡大を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地貸借が発生した際は、農地バンクに貸し付け、担い手の経営意向を踏まえ段階的に集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手の意向にも配慮し、国補助制度等の活用も見据え、畦畔を除去するなどの農地大区画化に努め、効率的な営農環境の整備に取り組む。また、農業用排水路は、整備後50年以上経過し劣化が見られるため、多面的機能支払交付金事業の活用も見据えながら整備を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区内の担い手への集積を維持していくこととするが、地区内の担い手が病気や怪我等によるリタイヤにより営農継続が困難となった場合、新たな地区外の担い手の確保等を検討していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☒ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①イノシシによる水稻への被害が見られるため、行政の補助金の活用も視野に地域合意が得られる範囲で獣害対策手法を検討していく。

③担い手の営農効率向上のため、営農に必要なスマート農機の導入を進める。

⑧農業用施設として利用している土地は、引き続き施設用地としての利用を継続する。

⑨飼料作物を生産し、近隣の牧場との耕畜連携を図る。